

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
- 生活保護法による診療所の廃止()
- 土地改良区の役員就任(農村整備課)
- 土地改良区の定款の変更の認可()
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(六件)(都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了()
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体
政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない政治団体
政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない政治団体
- ◇ 選管告示 政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない政治団体
- ◇ 海区漁調 政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない政治団体
- ◇ 委告示 政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない政治団体
- ◇ 公 告 政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない政治団体
- ◇ 調達公告 政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない政治団体

告 示

鳥取県告示第二百九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年四月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はやし歯科クリニック	鳥取市東品治一四	平成十一年一月十一日
湯川医院	東伯郡三朝町大字三朝九六七一	平成十一年三月二日
サフラン薬局	米子市祇園町二丁目二四一〇	平成十一年三月十日
しらとり調剤薬局	米子市皆生新田一丁目九一三三	平成十一年四月十五日

鳥取県告示第二百九十五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年四月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
諏訪部歯科医院	倉吉市瀬崎町二七六一	平成八年二月二十八日
はやし歯科クリニク	鳥取市東品治一四	平成十年十二月三十一日
湯川医院	東伯郡三朝町大字三朝九六七一	平成十一年三月一日
岡医院	岩美郡福部村大字海士四七二一	平成十一年三月三十一日

鳥取県告示第二百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年四月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

監 事 宮地 正吾 東伯郡大栄町大字穂波二六二

平成十一年三月十八日就任 任期平成十三年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、若土地改良区の定款の変更を平成十一年四月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年四月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第二百九十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の二第六項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八十二条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により告示する。

平成十一年四月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取中央夏泊加入区 御来屋加入区	漁業災害補償法第四十条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第二百九十九号

都市計画法（昭和四十二年法律第九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十一年四月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画下水道 倉吉市公共下水道
- 二 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目三〇

鳥取県告示第三百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、郡家町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十一年四月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画公園 二・二・一号中央公園及び二・二・二号郡家公園

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第三百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、羽合町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十一年四月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画下水道 羽合町公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第三百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、東郷町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十一年四月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 都市計画の種類及び名称

東郷都市計画下水道 東郷町公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第三百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、三朝町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十一年四月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 都市計画の種類及び名称

三朝都市計画下水道 三朝町公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第三百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、関金町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十一年四月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画下水道 関金町公共下水道
- 二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第三百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年四月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成六年六月一日 鳥取県指令都計三一二第七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市野坂字大曲り
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市野坂一二四

グローバル電子有有限会社
代表取締役 佐々木 隆

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、平成十一年四月一日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄付を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年四月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党米子市崎津支部	長谷川敏雄	長谷川敏雄	米子市葭津一二四六
自由民主党倉吉市成徳支部	矢田 義延	矢田 義延	倉吉市新町二丁目三三九五
自由民主党境港市支部	足立統一郎	遠藤 治郎	境港市湊町一五二
自由民主党船岡町支部	坂本 幸三	鎌谷 収	八頭郡船岡町大字船岡三五九
自由民主党泊村支部	松井 大輔	松井 大輔	東伯郡泊村大字泊七三一
自由民主党関金町支部	竹田 哲男	平岩 正寿	東伯郡関金町大字泰久寺六六三
自由民主党日吉津村支部	齐田 忠夫	山沢 捷美	西伯郡日吉津村大字日吉津一四六五一六
自由民主党会見町支部	赤井 繁美	山中 隆	西伯郡会見町田住四一三
平林鴻三福部後援会	飼牛陽一郎	飼牛陽一郎	岩美郡福部村大字湯山三七

松田道昭県政研究会	松田 道昭	平久 健二	東伯郡東伯町大字八橋一四五
遠藤治郎後援会	江村 幸男	遠藤 巖	境港市上道町二二七一六
角本洋介後援会	渡辺 節男	松本万寿夫	境港市渡町一三二七
寺澤八郎後援会	寺澤 廉	景山 いと	境港市中野町一七三三
徳山一美後援会	小野 良介	河本 勉	倉吉市海田南町二六一一〇
渡邊喜八郎後援会	谷澤 英一	谷口 通雄	鳥取市古郡家一〇五
垣内幸博後援会	垣内 幸博	垣内佐和子	東伯郡東郷町大字埴見一九三
佐々木ただし後援会	三好 環	佐々木 孝	日野郡江府町大字洲河崎三三三一一
藤田孝義後援会	安田 利憲	長尾 厚	日野郡江府町大字江尾一七八三十八
湯川宏通後援会	盛田 時雄	浅井 直實	八頭郡若桜町大字若桜三二二一一

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

鳥取県海面におけるすくい網漁業(集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。)の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成十一年四月二十三日

鳥取海区漁業調整委員会会長 植 田 健 二

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成十一年五月一日から同年九月三十日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならぬ。

ばならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

一 承認の内容

(一) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者とする。

(二) 承認の対象となる船舶

総トン数十トン未満の漁船

(三) 承認を受けた者の操業の条件

イ 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備えつけなければならない。

ロ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

ハ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

ニ 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。

ホ 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

二 承認の取消し

一の(三)の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

鳥取海区漁業調整委員会告示第二号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成十一年四月二十三日

鳥取海区漁業調整委員会会長 植 田 健 二

ひきなわ釣漁業については、平成十一年六月一日から同年八月三十一日までの間は、海岸線上における若美郡福部村と鳥取市との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海岸線から千五百メートル以内の海域において禁業していただきます。

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書を受けるべき土地所有者ケイ・エイチ タマロウ工業株式会社の代表権限を有する者が不明なので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、次のとおり公告する。
 なお、土地所有者はいつでも裁決書の保管場所での裁決書を受け取ることができると。

平成11年4月23日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 裁決に係る土地 東伯郡三朝町大字今泉字保木ノ谷691-10
- 2 裁決書の保管場所 鳥取県収用委員会（鳥取県土木部管理課内）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成11年4月23日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

氏 名	住 所	活 動 区 域
平田 安光	鳥取市栄町104	鳥取駅周辺地区（鳥取市東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域）
濱崎 道弘	鳥取市末広温泉町159	
佐竹 正善	鳥取市南吉方二丁目22-1	
深澤 泰洋	鳥取市末広温泉町570	
坂本 憲二	鳥取市弥生町272	
石井 明	鳥取市瓦町609	
西川八重子	鳥取市末広温泉町751	
原田 裕子	鳥取市末広温泉町101	
内海 隆	倉吉市堺町二丁目934	倉吉市街地区（倉吉市明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町一丁目の区域）
市場 正	倉吉市宮川町159-66	
横山 光高	倉吉市大正町1079-20	
塩見 章生	倉吉市天神町233-7	上井地区（倉吉市上井町一丁目、上井町二丁目、山根及びび八屋の区域）
柿田 弘治	米子市万能町193	米子駅前地区（米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及びび弥生町の区域）
池吉 憲	米子市茶町84	
坂本 高司	米子市東町141	
土井 親男	米子市東倉吉町42	朝日町地区（米子市朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域）
高田 文夫	米子市朝日町1	
田部五十鈴	米子市朝日町30	
大津賀常允	米子市角盤町一丁目5	
下村 静夫	米子市皆生温泉四丁目9-22	皆生地区（米子市皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上
吉村 聰衛	米子市上福原1317-5	

竹本 勲	米子市上福原三丁目2-38	福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
------	---------------	--

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 電子計算組織による財務会計事務処理 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成11年4月1日
- 4 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- 5 契約価格 298,307,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

7 契約事務担当部局の名 鳥取県出納局会計課
称及び所在地 鳥取市東町一丁目220